

知恵の樹

町田市における「市民協働」とは？

守谷 信二

前号巻頭で、NPO 法人「まちぽっと」理事の伊藤久雄さんがご紹介くださった「横浜市民協働条例」の事例は、大変興味深いものでした。「協働契約」などという概念も初めて知りました。町田市民としては、まず市民協働そのものが条例で定められていることに驚かされますが、実は横浜市以外にも「狛江市市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」(平成 15 年制定)や「松戸市協働のまちづくり条例」(平成 19 年)、「墨田区協治(ガバナンス)推進条例」(平成 22 年)など、同様の条例を制定している自治体はいくつもあります。

条例は持たないまでも、多くの自治体が「市民協働とは何か」という基本事項を明確に定義し、HP など公表しています。多摩地域で言えば、例えば武蔵村山市の HP には「市民協働とは？」という頁があり、「市民活動団体と市が、同じ目的意識を持ち、共通する公共的な課題の解決に向け、対等な立場で、相互の立場や特性を活かし、協力して活動し相乗効果を生むこと」と定義したうえで、「武蔵村山市市民活動団体との協働に関する指針」(平成 17 年度)や「市民協働推進マニュアル」(平成 18 年度)、「市民協働まちづくり研究会報告書」(平成 21 年 3 月)など、市の市民協働に対する考え方を分かりやすく解説した文書が、簡単に閲覧できるようになっています。

また府中市でも HP に、「異なる主体が、対等の立場で、それぞれの役割のもと、共通する課題の解決に向けて、連携・協力し合うこと」との定義を掲げ、平成 26 年 5 月に策定された「府中市市民協働の推進に関する基本方針」を今年 4 月に大幅改訂し公表しています。この新「基本方針」には、第 1 章「基本方針改訂の経緯と基

本方針を定める目的」、第 2 章「市民協働の定義と主体」、第 3 章「市民協働における役割分担と効果」、第 4 章「市民協働の手法と形態」、第 5 章「府中市が目指す市民協働の姿と今後の方向性」の各章が設けられ、行政と市民が協働するうえで必要な事項がこと細かく定められています。

さらに、清瀬市や多摩市、三鷹市など多摩地域の 8 市では、自治体の憲法ともいえるべき「自治基本条例」や「まちづくり基本条例」が制定され、その中で「情報の共有」や「市民参加・協働」といった自治の基本原則、自治を担う市民、首長・議会等のそれぞれの役割と責任、情報公開、計画・審議会等への市民参加、住民投票など、市民主体の「まちづくり」を進めるうえで不可欠な項目が網羅的に規定されています。

一方、わが町田市はどうか。ネットで検索する限り、市民協働に関して定義らしい定義は全く見当たりません。市民協働推進課の HP には「地域、企業、行政といった多様な主体が対話を重ね、アイデアを出し合い実現することで、行政だけでは成し得ない新たな価値を共に創り出し、持続可能な地域社会づくりに寄与します」とか、「町内会・自治会や NPO などの団体が、ひともの・かね・場・情報などの地域資源を活用することで、コミュニティ活動が活性化し、より魅力あるまちになることを目指します」といった課の PR は掲げられていますが、これらはとても定義と呼べるようなものではありません。

もうひとつ、2013 年 12 月に「町田市『協働による地域社会づくり』推進計画」が策定されています。しかし、これは「地区協議会」といういわば官製の協働主体の設

立によって、「上からの地域づくり」を企図したもので、「協働」についても『地域の多様な団体が、お互いを尊重しながら、共通の目的を達成するために協力して活動すること』を言います。そして、様々な団体がそれぞれの担える役割を明確にし、『協働』して地域で課題解決に取り組んでいます。」という数行が、本文中に小さく注釈として書かれているだけです。

この「推進計画」の後継として、2017年に公表された「地域経営ビジョン 2030～協働による地域社会づくり推進計画～(2017年3月～2022年3月)」に至っては、「地域経営」という言葉の定義はあっても「協働」に関する定義などは本文のどこにもありません。「協働による地域社会づくり」などと言いながら、そもそも「協働とは何か」という議論が、わが町田市では決定的に欠落しているのです。

地方自治関係の論文などで「市民協働」という言葉が使われ始めたのは、1990年代後半からですから、もうずいぶん長い年月が経過しています。その間、先にみたように多くの自治体で、市民協働条例が制定されたり、その推進にあたっての「指針」や「基本方針」が公開されたりしています。そこでは、協働の主体の定義、行政と各主体との関係、役割分担と責任、推進の原則、協働の手法、さらには市民に対する協働意識の醸成などがきめ細かく既定されています。そして、市民を巻き込む形で、見直しや改訂が行われてもいるのです。

そうした他市の事例を見るにつけ、町田市の市民協

働に対する考え方や姿勢は、如何にもお粗末な「御都合主義」というほかありません。市のHPには「市民協働フェアスティバル『まちカフェ!』」とか「農業への市民参加・市民協働」「市民協働による生きもの調査」などという事業名があちこちに踊っています。しかし重ねて言いますが、市民協働そのものについて、市としての明確な捉え方や進め方については、どこにも示されていません。

「市民協働」という考え方は、これからの自治体行政にとって避けて通れないものとされています。背景のひとつに、人口減少や少子高齢化に伴う財政の逼迫という現実があるからです。そのために、うっかりすると公共サービスの供給を市民に肩代わり(下請け)させる方便として、この言葉が使われる危険性があります。このような危惧は、多くの識者によっても指摘されています。

町田市ではいま、団地の商店街にある鶴川図書館を「市民協働型」の運営に変えるという計画が進められています。「地域が運営する図書コミュニティ施設」という何やら得体の知れないものにするというのですが、上述のような町田市の現状を考え合わせると、これなども実は、市立図書館を廃止して「図書館まがい」の施設にし、さらに運営を市民に委ねることで図書館費の削減を図ろうとしているのではないか、という疑いを持たざるを得ません。もしそうなら、「市民協働」に名を借りた行政の責任放棄というものです。

(会員)

第19期図書館協議会 第7回定例会 傍聴記 (報告者：清水 陽子)

2022年11月22日(水)午後2:00～3:00(公開部分) 中央図書館6Fホール

出席7名(うち1名はオンライン) 欠席3名 傍聴2名

定例会は会場出席者6名で始まり、議事録確定に続き図書館からの報告があった。

1. 町田市教育委員会の動向

10/7の第7回定例会で電子書籍サービス開始の報告、11/4の第8回定例会では議案第23号町田市図書館条例について(非公開)の提出、図書館のイベントに関する報告をした。議案は市議会での議決案件で非公開だが11/22は市議会告示日のため、概要が伝えられた。個人情報保護法の改正に伴い、町田市個人情報保護条例が廃止になり、法令により運用されることになるので、文言の記載を整理するものであるようだ。

2. 町田市議会の動向

第3回定例会の決算審査における文教社会常任委員会の附帯決議について話された。その中の案件(レファレンスサービスの周知、図書購入費の増額、学校図書館との連携など5件)についてはアクションプランですすでに取り組んでいる内容だが、真摯に受け止め、資源の再配分に取り組むとのことだった。

3. 各種計画に基づく取り組み

電子書籍サービスの導入(11/18から運用開始)・タブレット端末の貸出・中央図書館の蔵書点検についてデジタルデバイス対応について(次回か次々回にまとめ

て報告する)・鶴川図書館の再編について(10/30 の鶴川図書館で行われたイベント報告)、鶴川駅前図書館の運営状況(10 周年記念イベント・利用状況・利用者アンケート・管理運営状況評価表)について、移動図書館の出張運行(10/15 のつながりマルシェ in 芹ヶ谷公園)について、押し本を伝えよう！ひとこと POP コンテスト 2022・ことばらんどショートショートコンクール 2022 の開催について報告があった。

これらの報告に対して委員からは

○鶴川駅前図書館の評価について、誰が何年に 1 回評価するのかという質問が出て、毎年聞き取り・モニタリングを実施、評価表により図書館が評価、選考委員が検証、HP で結果公開との回答があったが、評価は指定期間に 1 回、4 人の選考委員が評価委員会を開き行うが、指定管理導入時に文教社会常任委員会で毎年度効果の検証・総括をする等付帯決議が付されたので、その方法も模索中で、今年度はこの評価表で行い、皆さんのご意見も伺いたいとの補足説明があった。

評価表については委員長からも、一般的な指定管理施設の評価項目が大半で、図書館の活動としての評価項目が非常に少なく、図書館の運営の改善を評価するという部分は弱いことを危惧している、これを変更することはできるのか、という発言があったが、事務局からは、今年度はこれで評価し、今後内容についても見直すことを考えているとの回答があった。

また、欠席委員から以下のようないくつかの質問・意見があった。○図書館条例に関する議案が非公開になっていることに対する質問には報告で説明があったが、委員長からさらに今回は文言のことだけであったが、条例に関わる運営やサービスに関する事項は協議会に報告や意見を求めていただきたいと要望された。

○鶴川駅前図書館の利用状況について、来館者数はイベントや開館時間が拡大したので増加しているが、その割に貸出冊数は増加していないのは残念だ。

○鶴川図書館の来館者が大きく減少しているのは、小さい地域館の資料費が少なく蔵書に新鮮さが欠如していること、お話し会が開かれていないことなど多様な問題があるのではないかと意見が寄せられた。お話し会が開けていないことについて教えて欲しいという質問に対しては、コロナ下でお話し会の会場が閉め切られていたせいで空気が悪くなり、現在お話し会を開いていないが、先日、空気の環境測定調査を行い危険で

はないが、親御さんは心配されるのではないかとという状況であること、YADOKARI と協働で「団地で絵本」というイベントを 12/10 に集会所で行うことを答えられた。

○「鶴川図書館の再編に伴う市民協働型の運営について」という資料を使い説明会を行ったと聞かすが、この資料では市立図書館ではなく図書コミュニティ施設として市民に運営を委ねるとあるが、存続を願っている市民団体がいくらお聞きしても、まだ決まっていない、皆さんの意見を聞きながら決めていくと言いながら、突然町内会長など一部の人に説明をされたことは納得がでず、図書館に関心のある市民にも全てが決まる前に説明会を開いて欲しいという意見が寄せられた。事務局からは、2020 年にワークショップを行い、その後図書館で検討を重ね、議会にも報告をしてきおり、ある程度方向性が固まったので、順番に説明をしていると答えるに留まった。委員長からはすでに決まったものを一方的に説明するのではなく、情報交換を続け地域にとってよりよい施設づくりを進めていただきたいとの発言があった。

次に移動図書館についての協議に移ったが、委員長作成の審議のまとめの確認と検討スケジュールの変更についての事務局からの説明だけで、審議は行われなかった。

最後の図書館評価に関する協議は、非公開で行われた。

図書館評価の協議の前に、複数の委員から定例会の回数が少ない中で、図書館評価と、移動図書館サービスについて検討するには時間が足りない。前もって事務局は資料を提供し、意見をまとめたり、メールで事前に意見を届けたりするなどして効率的に行わなければ、協議会としての意見を集約することはできないという意見や、オンラインでの協議会参加が 1 名だけしか可能でないという状況は改善すべきという意見が出た。

2015 年度までは年間 10 回開かれていた定例会の回数が少しずつ減り、2021 年度からは年間 5 回に半減している。半減した分 1 回の報告量も増えており、図書館評価も定例会時間内で作業をし、他に審議するテーマもあるという状況が見受けられる。図書館が変わろうとしている大切な時だからこそ、協議会と情報を共有し、しっかりと審議し、その内容を反映させながら進めて欲しいと思う。

(会員)

地域の子どもたちがお薦めする図書館の本(第 11 回)

『野球を学問する』

桑田真澄、平田竹男(著) 新潮社 2010 年

推薦:木野叶大(きの・かなた) 町田市立鶴川第四小学校 5 年生



ぼくは小学校 1 年生の時から野球をやっています。桑田真澄さんは読売ジャイアンツの投手として活躍した人で、2021 年に 1 軍投手チーフコーチ補佐としてジャイアンツに戻り、2022 年にジャイアンツ投手チーフコーチに昇格したことは知っていました。2023 年シーズンからはファーム(2 軍)総監督になるそうです。息子さんがモデルのマット(Matt)さんであることでも有名です。その桑田さんが野球について書いた本があると聞き、読んでみました。

本の著者紹介を見ると、1968 年大阪生まれの桑田さんは、PL 学園高校 1 年生の時から甲子園に出場してエースとして優勝 2 回、準優勝 2 回、ベスト 4 を 1 回という実績を残しています。ジャイアンツ入団 2 年目には 15 勝をあげ、最優秀防御率投手として沢村賞を獲得したことには驚きました。2006 年にジャイアンツを退団した後、2007 年に米メジャーデビュー、2008 年に現役引退。そして 2009 年に早稲田大学大学院スポーツ科学研究科へ入学して、翌年に卒業しました。その時の修士論文が最優秀論文賞を受賞して、それを指導した平田竹男教授と 2010 年に出版したのがこの本です。

本書『野球を学問する』は、「はじめに」、第 1 章「学問を志す」、第 2 章「野球界の悪しき伝統」、第 3 章「早稲田で学ぶ」、第 4 章「根性野球のルーツ」、第 5 章「野球界アンケート調査」、第 6 章「野球道の再定義」、第 7 章「野球界の未来のために」、第 8 章「真の野球人とは」、「おわりに」で構成されています。「はじめに」で桑田さんが「1 年間、早稲田の大学院で、いったい何を学び、何を研究してきたのか、どうぞご覧ください」と読者に語りかけ、「おわりに」で平田教授が「この本の中で提起されている新たな『野球道』を通じて野球界の改革がなされれば、それが持つ意味は極めて大きなものになるだろう」としめくくっています。

この本は、全体が桑田さんと平田教授の対談形式になっていて読みやすいです。桑田さんが早稲田大学大学院へ行ったきっかけについて、「ぼくのおばあちゃん、いつも早稲田大学の校歌を子守歌がわりに歌っ

てくれて、『真澄さんは早稲田に行くんですよ』と言っていました。それが頭の中にずっと残っていて、中学生のときに、PL 学園→早稲田大学→ジャイアンツという目標を立てたんです(12 ページ)と話します。早稲田大学とジャイアンツの順番は逆になったけれども、早稲田進学は中学生の時から夢だったようです。

日本の「野球道」の始まりは、明治 19 年生まれで早稲田大学野球部員、同野球部監督、野球記者として活躍した飛田徳洲(とびた・すいしゅう)の存在が大きいと、桑田さんは言います(56 ページ)。飛田の野球道は、練習量の重視、精神の鍛練、絶対服従の 3 つに集約できます(68 ページ)。戦争の時代に「敵性スポーツ」だった野球は弾圧を受け、その圧力と戦うために飛田は「野球精神は一言にしていえば、死の練習によってつちかわれる。野球部愛、母校愛を強調することはとりもなおさず国家愛を教うるものであり、一致団結の団体精神は、一丸となって敵に当たるの心意気を示唆し、犠牲的精神は、喜んで国難に殉ずべき暗示を与えるものに外ならぬ」と書きました(70~72 ページ)。

日本野球の「いじめという悪弊」の例として挙げられていたのが、「番長」と異名を取った清原和博さんが PL 学園に入ったばかりの 1 年生でレギュラー 4 番を打っていた時のことです。ホームランを打つと、ねたんだ先輩たちからしばかれることがわかっていて、泣きながらベースを回っていたそうです。桑田さんも 1 年生の夏の予選でベンチ入りすると、3 年生たちから無視されました。監督や先輩から殴られたり、いじめられたりと苦労を重ねたとのこと(24~25 ページ)。それでもあきらめず、努力して一流のプロ野球選手になった桑田さんはすごいと思いました。ありがたいことに、僕が所属する野球チームではコーチが大きな声で指示することはあっても、殴られることはありません。この本が出版されて 10 年以上が経ち、いじめは減ったのかもしれませんが。

* 町田市立図書館は、5 冊所蔵しています。

「鶴川図書館の再編に伴う 市民協働型の運営について」を読み解く

手嶋 孝典

I. 「鶴川図書館の再編に伴う市民協働型の運営について」について

見出しの資料が地域説明会資料として配布された（日付は2022年10月30日・11月2日）。この資料の内容に沿って読み込んでいくことにするが、読者の皆様のお手元には資料がないため、説明が分かりにくいと思うので、最初に資料の構成を示すことにしたい。

1 現状と課題

<現状> <課題> <課題解決策>

2 市民協働型の運営後の姿

(1) コンセプト

(2) 主な機能

3 これからの方向性(案)

4 市民協働型の運営に伴う現在との機能比較

5 スケジュール(URによるセンター街区建替え説明会が2022年度に実施された場合を想定)

6 【参考】開始時の運営イメージ

冒頭、①「2019年度から地域との対話を進めて」きた。②「2020年2月13日に実施したワークショップ『鶴川図書館再編後の姿を考える』では、多くの提案をいただいた」と述べ、「これまでみなさまからいただいたご意見を踏まえ、市としての方向性をまとめましたので報告」としている。

しかし、地域との対話をどのように、どれだけ進めてきたかは、明らかにされていないし、ワークショップでの提案についても肝心なことは取り上げずに、図書館側の都合のいいようにまとめている。そもそもワークショップでの提案は、鶴川図書館が存在することが前提となっているはずである。

1 現状と課題

<現状>として「来館者数や貸出冊数の減少」を挙げているが、その大きな要因は、鶴川駅前図書館ができたこと、資料費の大幅減額によるものである。

<課題>として「地域に必要な図書機能への再編」を挙げているが、地域に必要なのは、市立図書館としての発展である。「図書機能」という用語をめぐっては、

12月16日の鶴川図書館大好き！の会と図書館との話し合いで問題になったようだが、「図書機能」という言葉は、図書館とは無縁であることを表現している。

<課題解決策>の結論として「市民協働型運営の実現」を挙げているが、それは鶴川図書館の廃止を意味し、最初から結論ありきの短絡と言わざるを得ない。

2 市民協働型の運営後の姿

「(2) 主な機能」として「図書機能+コミュニティ機能=地域が運営する図書コミュニティ施設」が描かれているが、「図書機能+コミュニティ機能」については、市立図書館として充実を図ればいいことであり、「地域が運営する図書コミュニティ施設」にする必然性にも、必要性にも欠ける。

3 これからの方向性(案)

「鶴川図書館を民設民営の地域図書施設へ転換(2026年度を目途)」としているが、公立図書館としての機能を廃止し、「図書館もどき」に転換することである。

「公立図書館では実現できなかった物販や飲食など、商店街隣接の利点を最大限活かす」としているが、「物販や飲食など」は優先的な課題ではないし、商店街の営業を妨害、圧迫することにもなりかねない。

「地域が管理できる蔵書規模の図書機能と地域活動につなげるコミュニティ機能を提供」としているが、市立図書館であれば、「地域が管理できる蔵書規模の図書機能」にする必要はないし、「地域活動につなげるコミュニティ機能を提供」することも可能である。

「町田市が運営費を補助(ボランティアベースではなくある程度の報酬が受けられることを想定)」、「地域が設立する団体が運営することで、地域住民の活躍の機会を創出(雇用や活動、発表の機会など)」としているが、公立図書館を民間団体に肩代わりさせる自治体としての責任放棄である。

4 市民協働型の運営に伴う現在との機能比較

「図書機能」は、現在の機能を「市立図書館の蔵書。幅広いジャンルを揃えている」、「国会図書館や都立図書館、他自治体の図書館から取り寄せが可能」とした上で、「市民協働型の運営後」は、前者については、「地

域がほしい資料を自分たちで選んで揃える」としているが、それでは拡充に繋がらない。選書の仕方としても蔵書構成等を考慮しながら長期的な展望で行う必要があり、ただ「自分たちで選」べばいいという訳ではない。後者については、「鶴川駅前図書館へ集約」としているが、そもそも「市立図書館の蔵書は置かない」こと自体が問題である。「集約」というのは、鶴川図書館の機能を停止＝鶴川図書館を廃止するという意味である。

「図書相談機能」は、現在の機能を「読書案内、読書相談の実施」、「利用者の調査・研究の支援(レファレンス)を実施」と位置付けた上で、「市民協働型の運営後」は、前者について、「住民や地域団体からのそれぞれのおすすめ本を紹介でき、多様な読書案内が可能」としているが、それが何故現在の機能の「拡充」になるのか全く理解できない。後者について、「レファレンスは鶴川駅前図書館で提供可能」「読書相談であれば人材を確保の上提供可能」として、「鶴川駅前図書館へ集約」としている。読書案内と読書相談を分けることにどれ程の意味があるのだろうか。「市民協働型の運営」では、読書相談は、「人材を確保の上提供可能」としながら、レファレンスは提供できないというのは支離滅裂としか言いようがない。

「居場所機能」は、現在の機能を「館内に座席の閲覧席がある」、「会話は控え、静かに過ごす場所」と捉えた上で、「市民協働型の運営後」は、「ゆとりある座席や居心地の良い空間を提供」、「カフェ程度の会話ができる」、「利用者同士やスタッフとの何気ない会話が生まれる」としているが、市立図書館の蔵書を撤去し、図書館でない施設にすれば、空間が生まれるのは当たり前である。それを優先し、「拡充」とするのは、どう考えても矛盾である。

「地域情報紹介 地域イベント開催」は、現在の機能を「地域の情報はレファレンスによって提供している」、「イベントは直営のみで実施」とした上で、「市民協働型の運営後」は、「自分に合った地域の取組が何かと一緒に考えてくれる」、「地域住民を地域の取組やイベントにつなげるコーディネイトを実施」、「地域団体主催のイベントを中心に実施」、「ICTなどを活用した情報発信により、情報にアクセスしやすくなる」と強弁しているが、これらは公立図書館でも十分に取り組みが可能である。

「飲食・物販」は、現在の機能を「蓋つきの飲み物は

可能。食事は不可」、「物販はしていない」としており、「市民協働型の運営後」は、「飲食可能。イベントによっては、商店街の品物を使って昼食・夕食会を実施」、「住民がつくった手作り品を販売。物販フリーボックスを配置」することをもって「拡充」としている。しかし、「3 これからの方向性(案)」で述べたとおり、図書館機能より優先すべき機能であるとは思えない。「飲食」については、中央図書館で喫茶コーナー及び飲食コーナーを設けていることから、直営でも実施可能である。また、「物販」については、住民ボランティアが取り組むことは可能である。

「地域の運営への参加」は、現在の機能を「おはなし会ボランティアなど限られた範囲で参加」と限定的に捉えており、「市民協働型の運営後」は、「限られた枠組みの中での参加ではなく、主体的にやってみたいことを提案し、仲間と一緒に実現できる」、「全体運営の中で、地域の声に合わせた柔軟な取り組みを試行できる」としている。これらについても「市民協働」について、きちんと定義した上で、住民ボランティアが行政と対等な立場を確立し、もっと幅広く取り組める仕組みを模索することにより可能となる。

鶴川図書館の現在の機能と「市民協働型の運営後」の機能を比較検討したが、公立図書館の機能を否定すること自体を目的化し、「市民協働型の運営」の優位性を強調する見え透いた目論見は、破綻している。

以上見てきたように、「鶴川図書館の再編に伴う市民協働型の運営について」は、内容に問題があることはもちろんだが、私たちがどのような運営形態を考えているのかを示すよう再三にわたって要求してきたにもかかわらず、「何も決まっていない」と言うばかりだった。しかし、自治会、町内会などへはこのような具体的な説明を行っていることが問題である。

今回ようやく私たちへも説明の申し入れがあり、12月16日に実施した。図書館協議会でこの件について問題を提起(図書館協議会には、協議どころか、報告さえなかった)したり、市議会でも渡辺さとし議員や田中美穂議員が一般質問で問題にしたからではないかと推量するが、実際のところは分からない。

Ⅱ. 渡辺さとし議員による一般質問(鶴川図書館再編関連のみ紹介)

鶴川図書館再整備について

(1)「鶴川図書館再編に伴う市民協働型の運営につい

て」文書発出の背景について

生涯学習部長は、「町田市公共施設再編計画」及び「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」に基づき、再編を進めており、再編を通じて新たな価値を作るため、2018年度からワークショップやイベントを開催するとともに、地域団体などとの意見交換を通じて、地域との対話を重ねてきた。これまでの意見を踏まえて、図書やコミュニティ機能を持つ民設民営の施設へ転換することなどを具体的に示した「鶴川図書館再編に伴う市民協働型の運営について」を資料として作成し、2022年10月から地域へ説明を始めたところであると答弁。これに対して渡辺議員は、市立図書館ではできない物販や飲食ができることが大きなメリットとの記載があるが、多数意見なのかと疑問を提示。生涯学習部長は、公立図書館のままでは実現することが困難な取り組みの事例として、物販や飲食について記載したと答弁。

また、渡辺議員は、市立図書館の蔵書は置かない、レファレンス機能は移転など、図書館の機能維持ができていない点について、文科省が2006年に「これからの図書館の在り方検討協力者会議」の提言として公表した「これからの図書館像―地域を支える情報拠点として」(報告)と「図書館の自由に関する宣言」(日本図書館協会)を引き合いに出して、批判している。

更に、民設民営の営利優先の施設に市が運営の財政支援をすることはどうなのか。運営に市が財政支援するのであれば、民間委託ではなく直営の方が適切だと思ふと疑問を投げかけている。生涯学習部長は、鶴川図書館再編の方向性案は、民設民営の施設であり、公立図書館ではないと断言している。

渡辺議員は、再編後は図書館ではないという答弁だが、これは市の第一段階の提案であり、今後、地域の声を反映しつつ、一緒に考えていく、この文書はそのたたき台であると捉えていると質問。生涯学習部長は、地域の方々への説明の機会に意見を聞きながら、鶴川図書館の再編後の姿について地域の方々と共に考えたと答弁している。

(2) 蔵書減少における子どもへの影響について

生涯学習部長は、「町田市公共施設再編計画」及び「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」に基づいて鶴川図書館の再編を進めているので、子どもへの影響がない、と答弁。「第6次学校図書館整備5

カ年計画」、小中学校の統廃合、『誰が国語力を殺すのか』(文藝春秋社)の著者石井光太氏による全国の教員調査を例にしての質問に対して、生涯学習部長は、再編後の施設では、予約した町田市立図書館の本の受け取りができる、町田市立図書館では、読書マップの作成や電子書籍の導入など、多くの方が本に親しめる環境づくりに取り組んでいる。教育委員会では、第4次町田市子ども読書活動推進計画を策定し、子どもが本と出会うきっかけづくりや、いつでも身近なところに本がある環境づくりを基本目標に掲げ、関係部署と連携しておはなし会や読書普及のためのイベントを実施するなど取り組みを進めているので、今回の再編による蔵書の減少が読書機会の減少につながるとは考えていないと無内容な答弁に終始。

Ⅲ. 田中美穂議員による一般質問(鶴川図書館再編関連のみ紹介)

鶴川図書館について

(1) 取り組み状況と今後について問う

田中議員は、市の計画では図書館法上の図書館からは外れる。町田市立図書館の図書は原則置かないということが示されており、図書館でなくなってしまうと困惑の声が届いている。2017年に存続を求める請願が市議会で採択されているので、採択された請願への対応を改めて求める、と質問。生涯学習部長は、鶴川図書館については、「町田市公共施設再編計画」「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」に基づき再編を進めている。再編を通じて新たな価値を作るため2018年度からワークショップやイベントを開催するとともに、地域団体などとの意見交換を通じて、地域との対話を重ねてきた。2022年度は、これまでに頂いた様々な意見を踏まえて、鶴川図書館の再編に伴う市民協働型の運営に向けた方向性の案を作成し、10月から地域への説明を始めている。並行して市民協働型運営に向けた運営計画の策定や、運営団体の立ち上げを支援してきた。今後についてはイベントや地域説明会を実施した上で、2023年3月には運営団体設立に向けた準備会を立ち上げる予定である、と答弁。

(2) 「公立図書館」としての存続を求めるがどうか

生涯学習部長は、10月から行っている地域の方々への説明では、これまでに頂いた意見を踏まえた方向性として、図書やコミュニティ機能を持つ民設民営の施設へ転換することを提案している、と答弁。田中議員は、

ワークショップの場に参加していたが、その場では新しい機能などをプラスするとしたらどんなものがあるか、そういった投げかけだったはずで、図書館の蔵書がなくなるという前提ではなかった。地域の皆さんの意見を受け止めて、図書館の蔵書を置くなど再検討して頂きたいと発言を締めくくった。(会代表)



ひろば

例会 11/22 (火) 報告

- 16:00～印刷・発送作業等:
清水・手嶋・守谷
- 18:00～19:30 中央図書館・中集会室
出席:石井・清水・手嶋・深田・守谷

議題

1. 会報について

次号(№272):巻頭言(「真の市民協働であるための課題を考える—横浜市を事例に—」)に対する考察、守谷、「こんな本見つけた!」第42回(未定)、「地域の子どもたちがお薦めする図書館の本」第11回(木野叶大(きの・かなた)くん、鶴川第四小学校、5年生『野球を学問する』(桑田真澄・平田竹男、新潮社、2010年)を予定)、「鶴川図書館の再編に伴う市民協働型の運営について」書く予定(手嶋)、図書館協議会傍聴記(清水)

2. 今年度の活動計画について

1)「すすめる会」の取り組み

図書館嘱託労との話し合い:6月9日(木)実施済み(近日中に記録配布予定) 嘱託労が地域図書館業務を担う体制を作るため、今後も話し合いを継続する。「鶴川図書館の再編に伴う市民協働型の運営について」への対応を考える必要がある。

講演会:4月15日(金)実施済みだが、年度内にもう1回計画できないか?

○講師の候補として名前が挙がった人
斎藤美奈子、さくまゆみこ、国松俊英(会員)、水越規容子(会員)、赤木かん子

結論:今年度の実施は見送り、来年度実施に向けて継続して検討する。

図書館見学会:茨城県守谷市中央図書館の見学と守谷市の図書館を考える会との交流。日程:未定→継続(新型コロナウイルスの感染が第8波に入った模様

次号予告

12月16日に実施した鶴川図書館大好き!の会と図書館との「鶴川図書館の再編に伴う市民協働型の運営について」をめぐる話し合いの報告を掲載いたします。

なので、現段階ではまだ難しい)。

○資料費の増額を要求する請願署名を提案

町田市の市民1人当たりの図書費が80円は、都内で最低ということを知ってもらい、増額を要求し、市民に広く図書館に関心を持ってもらう。6月議会に向け1万筆目標。

2)鶴川図書館大好き!の会の取り組み

第4回鶴川図書館応援まつりの反省:古本市、鶴川図書館クイズ、おはなし会、ニュースポーツ、青空討論会、鶴川図書館の未来を尋ねるアンケートなど。天気も良く、商店街の定休日だったわりにはお客さんが多かった。古本市12,000円ほどの収益。アンケート:結果のアウトラインは、本誌№271「第4回図書館応援まつり報告」6頁右側参照。大変協力的に答えてくださった。

報告

1. 第19期図書館協議会第7回定例会

本誌今号2,3頁参照。

2. 図書館友の会全国連絡会の報告

①「公立図書館の充実を求める要望書」について(国会図書館総務部長回答)②築文部科学副大臣談話報告書③文部科学省事務方面談話報告:②③については踏み込んだ回答はなかった。

3. 団体及び個人からの報告

嘱託労:11/17(木)リモートによる定例会 今月要求書の提出があり、事務折衝を行った。

学校図書館を考える会:11/4(金)指導課と面談 学校司書配置の見直しについて質問。指導員からの要求や研修の内容などについて要望を伝えた。学校司書配置がされていないのは都内で町田だけになっている状況を訴えた。今後、市議への情報提供などしていく。

《編集後記》「鶴川図書館の再編に伴う市民協働型の運営について」は、鶴川図書館を図書館ではない図書施設に貶めることが目的である。田中美穂議員が一般質問で論述しているように、鶴川図書館存続を求める請願が採択されていることからの逸脱である。(T2)